宇治田原町公告第２９号

一般競争入札の実施について

２の２号線舗装改良工事（３工区）の工事請負契約について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、本工事は、京都府電子入札ｼｽﾃﾑ（以下「電子入札ｼｽﾃﾑ」という。）による電子入札対象案件である。

令和 ８ 年 ７ 月 ９ 日

宇治田原町長　　勝　谷　聡　一

１　入札に付する事項

（１）工　事　名　　２の２号線舗装改良工事（３工区）
（２）工 事 番 号　　８道整－１号
（３）工 事 場 所　　綴喜郡宇治田原町大字郷之口　地内
（４）工 事 概 要　　舗装工　　１式
　　区画線工　　１式
（５）工 事 期 間　　契約日の翌日から令和８年１０月３１日限り
（６）予 定 価 格　　事後公表
（７）最低制限価格　　設定あり（令和５年４月より町モデルの見直しをしています。）

２　契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒610－0289　京都府綴喜郡宇治田原町大字立川小字坂口１８番地１
宇治田原町建設課
電話番号　(0774)88－6637
ﾌｧｸｼﾐﾘ番号 (0774)88－3231　mail：kensetsu@town.ujitawara.lg.jp

３　入札参加資格

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当していないこと。
（２）令和８年度宇治田原町入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
（３）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がなされていない者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
（４）一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、町の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
（５）確認申請書を提出するときに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
（６）建設業法（昭和２４年法律第１００号）の規定による舗装工事に係る特定もしくは一般建設業の許可を受けていること。
（７）京都府（京都市以南）に本社（本店）があること。
（８）経営事項審査（建設業法第 27 条の 23 第２項に規定する経営事項審査〈第１項の規定による審査〉のうち、審査基準日が入札公告日以前１年７月以内のものであって、直近のものをいう。）における舗装工事の総合評定値が８００点以上であること。
（９）舗装に係る京都府等級がⅠ以上であること
（10）監理技術者または主任技術者として、「舗装一式工事」に係る監理技術者又は主任技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を工事現場に配置できる者であること。
（11）入札に参加しようとする者の間に、特定（資本又は人的）関係がないこと。

4　入札参加資格確認申請時の提出書類

（１）一般競争入札参加資格確認申請書（別記様式１）

（２）一般競争入札参加資格確認資料

ア　配置予定技術者等調書（別記様式３）

３の（10）に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者の資格を別記様式３に記載すること。この場合において、配置予定技術者として、入札参加資格確認申請時に配置予定者が特定できない場合には、複数の候補者を記入することができるが、その場合は、すべての候補者について条件を満足していなければならない。なお、施工に当たって配置予定技術者調書に記載した配置予定技術者が変更できるのは、死亡、病休、退職等極めて特別な場合に限る。また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。この場合、恒常的な雇用関係とは、一般競争入札参加資格確認申請の日以前に３箇月以上の雇用関係があることをいう。

イ　経営事項審査結果通知書の写し（審査基準日が、入札告示日以前１年７月以内のもののうち直近のもの）

ウ　消費税及び地方消費税の納税証明書又は滞納がないことを示す書類（直前１営業年度 分の証明書（写し可））

エ　確認資料

アの<u>営業所の専任技術者及び配置予定技術者</u>の自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者であることを証明するものの写しを提出すること。

5　入札手続等

手　　続　　等	期　間・期　日・期限等	手 続 の 方 法 等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和 ８ 年 ７ 月 ９ 日（木）から 令和 ８ 年 ７ 月２１日（火）まで 京都府入札情報公開ｼｽﾃﾑ（以下「入札情報公開ｼｽﾃﾑ」という）のﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞよりﾀﾞｳﾝﾛｰﾄﾞ	共通事項２のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和 ８ 年 ７ 月 ９ 日（木）から 令和 ８ 年 ８ 月 ４ 日（火）まで 入札情報公開ｼｽﾃﾑのﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞよりﾀﾞｳﾝﾛｰﾄﾞ	共通事項２のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付期間	令和 ８ 年 ７ 月１７日（金）から 令和 ８ 年 ７ 月２１日（火）までの 午前９時から午後５時まで	共通事項３のとおり
一般競争入札参加資格確認の通知	令和 ８ 年 ７ 月２３日（木）	
質問の受付	申請書等に関する質問 ：令和 ８ 年 ７ 月２１日（火）正午まで 設計図書に関する質問 ：令和 ８ 年 ７ 月３１日（金）午後５時まで	共通事項５のとおり
質問への回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 ：令和 ８ 年 ８ 月 ３ 日（月）	共通事項５のとおり
入札期間	令和 ８ 年 ８ 月 ５ 日（水） 午前９時から午後５時まで 令和 ８ 年 ８ 月 ６ 日（木） 午前９時から午後２時まで	共通事項６のとおり
開札の日時及び場所	令和 ８ 年 ８ 月 ７ 日（金） 午前９時００分 宇治田原町役場	電子入札ｼｽﾃﾑによる
再入札及び開札の日時及び場所	再入札日時 令和 ８ 年 ８ 月 ７ 日（金） 午後１時から午後３時まで 開札日時（再入札） 令和 ８ 年 ８ 月 ７ 日（金） 午後３時３０分	電子入札ｼｽﾃﾑによる

	宇治田原町役場	

注）都合により入札日時を変更する場合は、入札３日前までに連絡する。
発注者の承諾を得た持参による入札は、閉庁日及び正午から午後１時までを除く。

6　入札参加資格の確認

入札参加資格確認申請を受け付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書等により、建設業者としての資格について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、落札決定後に行う。

7　落札者の決定方法

（１）宇治田原町財務規則（平成８年宇治田原町規則第 10 号）第 112 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
ただし、最低制限価格未満で入札した者は、失格とする。

（２）落札者となるべき同価格の入札者が２者以上あるときは、直ちに電子入札システムにおけるくじ機能を用い、入札書に記入されたくじ入力番号によりくじを実施し落札者を決定する。

8　支払条件

（１）前払金
契約金額の４割以内の金額を限度として支払う。

（２）中間前払金
「宇治田原町公共工事の前金払等事務処理要領」に従い、契約金額の２割以内の金額を限度として支払う。

（３）部分払金
１回部分払をする。

9　その他

共通事項のとおりとする。